

関係行政機関へのヒアリング調査について

1. 関係行政機関の災害時における役割（案）について

八王子市における基本的な姿勢としては、災害時においても平時と同様、可能な限りリサイクルを進め、市内民間事業者の協力のもと、最大限、市内での処理を進める方針とするが、市内施設の処理限度を超えて対応が困難な場合は近隣市町村、特別区、清掃協、施設協、東京都と連携し、災害廃棄物の処理を進める方針で検討している。

各関係行政機関の災害時における役割（案）について、以下のとおり整理する。

(1) 清掃協（東京都市町村清掃協議会）及び施設協（三多摩清掃施設協議会）

上述のとおり、最大限、市内での処理を進める方針とするが、市施設及び市内民間事業者での対応が困難な場合は、近隣市町村、特別区（島嶼）からご協力いただき、市外施設での処理を行う方針で検討している。市外施設での処理にあたっては、近隣市町村、清掃協、施設協等と協議しながら、他市町村内施設の利用や他市町村への災害廃棄物の運搬に係る手続きやルールを作っていく必要がある。

また、「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム（平成 27 年 2 月 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）」においては、地域の中核となる市にあっては、通常災害においても周辺市町村が被災した場合には、域内の処理のみならず、周辺市町村一帯の災害廃棄物処理の中核としての役割を積極的に果たすことが期待されているため、近隣市町村のうち大きく被災した市町村は独自処理が困難な状況になった際は、八王子市に設置する二次仮置場を活用する方針で検討している。

(2) 東京たま広域資源循環組合

上述のとおり、最大限、市内での処理を進める方針とするが、八王子市は最終処分場を有していないことから、災害廃棄物を焼却処理することにより発生する焼却灰や再生資材として活用が困難な不燃物等については、東京たま広域資源循環組合が所有するエコセメント化施設及び二ツ塚最終処分場を活用する方針とすることで検討している。

災害時における当該施設の利用については、東京たま広域資源循環組合の構成団体である 25 市 1 町共通の課題であり、周辺住民の理解と協力を得る必要がある。本調査によってその課題を抽出し、構成団体に対する提言をまとめることとする。

(3) 東京都

上述のとおり、最大限、市内での処理を進める方針とするが、前提として災害廃棄物の最大限のリサイクルを最優先事項とし、廃棄物処理においては、市内施設の利用、都内施設の利用、都外施設の利用という順で施設利用に係る優先順位を検討している。東京都の所管である民間事業者所有施設の利用にあたっては、東京都より情報提供いただき、近隣市町村、清掃協、施設協等と協議しながら民間事業者所有施設の利用に係る手続きやルールを作っていく必要がある。

また、都外の災害廃棄物処理については、既存の規定（地方自治法第 252 条の 14 第 1 項）に基づき、東京都へ災害廃棄物処理に係る事務の一部を委託する方針で検討している。

表 1 東京都・清掃協・施設協の災害時における役割（案）

	役割（案）※
清掃協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次仮置場から特別区（島嶼）までの運搬（a） ・ 他一次仮置場から二次仮置場への運搬（b） ・ 二次仮置場から市外施設（自治体施設、民間産廃施設）への運搬（c） ・ 多摩地域の自治体施設での処理（d） ・ 多摩地域の民間産廃施設での処理（e） ・ 区（島嶼）の施設での処理（f） ・ 区（島嶼）の民間産廃施設での処理（g） ・ 区（島嶼）都等の最終処分場での埋立処分（h）
施設協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次仮置場から市外施設（自治体施設、民間産廃施設）への運搬（c） ・ 多摩地域の自治体施設での処理（d） ・ 区（島嶼）の施設での処理（f） ・ 多摩地域の自治体施設での最終処分（資源化・埋立処分）（i）
東京たま広域 資源循環組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩地域の自治体施設での最終処分（資源化・埋立処分）（i）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区（島嶼）都等の最終処分場での埋立処分（h） ・ 都外施設への広域輸送（A） ・ 都外自治体施設での処理（B） ・ 都外民間産廃施設での処理（C） ・ 都外最終処分場での最終処分（資源化・埋立処分）（D） ・ 都外資材利用先での再生資材の利用（E）

※ 文末の括弧内の英数字は災害廃棄物処理フロー（案）及び役割分担（案）に記載されたものと同じ

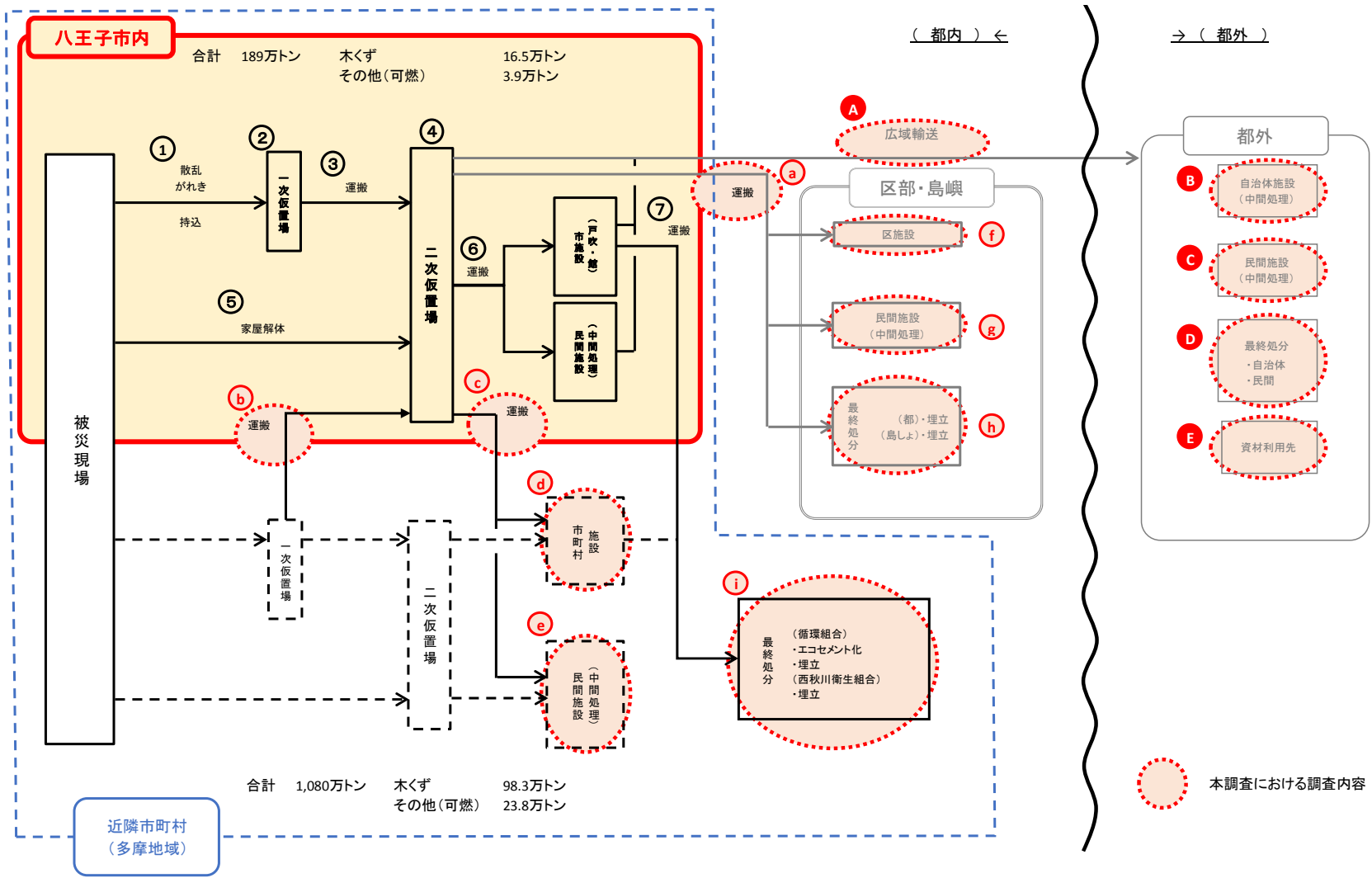


図 1 災害廃棄物処理の流れと本調査における調査内容

2. 調査スケジュール

各関係行政機関に対してのヒアリング調査は以下のスケジュールにより実施する予定。災害時は既存の枠組み（相互応援協定等）を活用することにより災害廃棄物処理が進められると想定されるが、その枠組みを活用するとなった場合に生じ得る課題についても、ヒアリング調査により情報を収集するものとする。

なお、本調査は八王子市における災害時の廃棄物処理システム（体制）の方向性を示すことを目的としていることから、八王子市として調整する事項以外は対象とせず、課題出しのみにとどめるものとする。

表 2 調査スケジュール

		12月				1月				2月				3月				
		1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	
意見交換会		★															★	
ヒアリング項目検討	各関係者（循環組合、清掃協、施設協、東京都）の役割（案）を想定し、各関係者へのヒアリング項目を検討	←→																
ヒアリング準備	調査票の作成、日程調整等ヒアリングに向けて準備		←→															
ヒアリング実施	各関係者（循環組合、清掃協、施設協、東京都）へのヒアリングを実施					←→												
ヒアリング結果取りまとめ	ヒアリング結果を取りまとめ、次年度以降の検討につながる課題出しを行う												←→					

3. ヒアリング項目（案）

各関係行政機関へのヒアリング項目（案）を表 3 に示す。

表 3 ヒアリング項目（案）

ヒアリング項目（案）	ヒアリング対象
a.～c. 一次仮置場から二次仮置場、二次仮置場から処理施設までの運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存協定（相互応援協定）活用時の課題 ・ 運搬に係る車両の配車等の優先順位の考え方 ・ 特別区、島嶼との調整事項 ・ 地元との調整に必要な事項 （地元と協議するにあたって構成団体がすべき検討等） 等 	
d.～h. 市外施設での処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存協定（相互応援協定）活用時の課題 ・ 多摩地域における既存施設の余力 ・ 災害時の既存施設活用にあたっての課題 ・ 災害時における西秋川衛生組合最終処分場の利用 ・ 特別区、島嶼との調整事項 ・ 地元との調整に必要な事項 （地元と協議するにあたって構成団体がすべき検討等） 等 	清掃協 施設協
A. 多摩地域の自治体施設での最終処分（資源化・埋立処分） <ul style="list-style-type: none"> ・ エコセメント化施設での受け入れにあたっての条件 （現行と同じ条件を踏襲するのか、災害時の基準を検討するのか） （災害廃棄物由来の焼却灰の量・質に係る制限等） ・ エコセメント化施設での不燃残渣等の受け入れの検討の可能性 ・ ニツ塚最終処分場での受け入れにあたっての条件 （現行と同じ条件を踏襲するのか、災害時の基準を検討するのか） （災害廃棄物由来の不燃残渣等の量・質に係る制限等） ・ 災害廃棄物由来の焼却灰の一時的な埋立の検討の可能性 ・ 搬入車両の条件 等 	東京たま広域 資源循環組合
h. 区（島嶼）都等の最終処分場での埋立処分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分場での受け入れにあたっての条件 （災害廃棄物由来の不燃残渣等の量・質に係る制限等） ・ 都所管民間事業者所有施設の情報 ・ 搬入車両の条件 等 	東京都
A.～E. 都外での処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都外処理の考え方 等 	
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における搬入配分の負担金の扱い （現在運用されている負担金制度の災害時における扱い） ・ 地元との調整に必要な事項 （地元と協議するにあたって構成団体がすべき検討等） 等 	東京たま広域 資源循環組合 東京都